

奈 公 行 第 4 号

平成 2 1 年 4 月 2 1 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様  
同 中和田 守 様  
同 三 浦 教 次 様  
同 大 橋 雪 子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 5 年 3 月 2 6 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 4 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

### 3 焼却炉勤務職員に対する実態に応じた時間外勤務手当の支給(人事課・環境清美工場)

#### 【監査結果の要旨】

環境清美工場の焼却炉勤務職員の勤務時間について、日勤から夜勤、夜勤から日勤への引継ぎに毎回30分間とされており、夜勤の職員に1時間の時間外勤務手当が支給されているが、時間外勤務手当は、その都度必要とされる時間外勤務に対して支給されるべきものであり、実際に勤務しているとはいえ、状況を問わず引継ぎ時間を30分間とすることは不適當である。

#### 【措置の内容】

平成21年度から実施する勤務時間の変更(国家公務員の勤務時間の短縮を受けて、平成21年5月1日から、職員の1日の勤務時間を7時間45分に変更)時から廃止する。